現代の中山間地域における 集落機能の変容

--- 新潟県村上市小俣の事例 ---

佐 藤 康 行

1. はじめに

戦後,高度経済成長を通じて、中山間地域では挙家離村や若者の流出による人口減少が進み、過疎化が深刻な問題になり、近年「限界集落」が叫ばれるようになった(大野、2005)。1999年から2010年にかけておこなわれた平成の大合併にともない、小規模な町や村は消滅し「限界集落」の消滅が現実的なものとなった。その結果、現在、中山間地域では人口減少と高齢化がいっそう進み、集落の維持が困難になっている。とはいえ、集落を維持する努力が払われ、何とか維持しているところも少なくない(山下、2012)。こうした事態は、人口減少社会に入り始めたまさしく日本社会の縮図を示していると言っても過言ではない。

わが国は世界で高齢化がもっとも進んでいる。2000年度から施行された介護保険制度は財源不足の影響で施設中心から在宅中心へと政策転換され,2005年の介護保険法の改正で地域包括ケアという考えが導入された。この時点で、行政機関と介護の専門家、住民が相互に支え合いながら地域でケアをする計画が提唱された。現在,2015年から介護予防・日常生活支援総合事業が市町村の事業として実施され、自助と公助に加えた共助、つまり地域住民相互の支え合いによる地域包括ケアシステムの仕組みの構築が地域住民に求められている。その点に関して、挙家離村による人口減少が進んだ中山間地域では、地域住民が高齢者の生活をいかに支えるかという困難な課題を抱えている。

中山間地域の多くの集落において、集落営農の推進や直接支払制度の仕方等に見られるように行政サイドから集落ないし集落連携に関心が向けられてい

る。また平成の大合併以後、吸収合併された都市周辺の小規模な旧町村における地域自治がなおざりにされており、中山間地域など周辺部の地域自治に関心が集まっている(保母、2002、2007;佐藤康編、2013)。一言で言えば、住民が集落を基盤にした地域住民のつながりづくりが注目されている(石田、2011)。地域組織のなかでもとりわけ部落会・町内会・自治会は、日本社会の中で市民社会を形成する重要な組織として政治学において改めて注目されている(辻中・ペッカネン・山本、2009)。

以上のように、こんにち政府・行政サイドからも、また住民サイドからも地域住民組織に対する新たな役割に関心が寄せられている。

2. 先行研究の検討と課題設定

日本の農村社会の変容研究は多くの研究者によってなされてきており、既にすぐれた研究成果を有している。農村変容研究は、村落類型別に分けた上で、主として都市化による村落機能の分化という視点から理解されてきた⁽¹⁾。機能分化という視点は、変化し続ける現代の地域社会理解においてこそむしろより有効な方法であると思われる。

中山間地域の研究は人口移動ないし挙家離村によるムラの崩壊,つまり過疎問題を中心に論じられてきた(米山,1969)。しかし,近年は論点が多様化している。1つは,過疎の中身の変化について論じた過疎論である。これまでのような若者が流出する「人口社会減型過疎」から「人口自然減型過疎」へと現在移行し、田舎では家が簡単に消滅していないことから「過疎地域で人びとはいかに暮らして(残って)いるか」の研究に移行している(山本,1998:8)。2つ目は「限界集落」およびその派生の問題である(大野,2005)。「限界集落」問題は、すぐに集落が消滅するわけではなく、そこに至るまでの「集落衰退期」から「集落限界期」そして「集落消滅期」に漸次的に至るまでの人びとの暮らしを問題にする必要がある(作野,2006;丸山・石田編,2015)。3つ目は、地域づくりないし地域再生の問題として議論されている(秋津編,2009;玉里2009b;小田切,2009,2014;佐藤康,2011)。小田切徳美は、集落は「限界集

落」に至る前に、「人の空洞化」に始まり「土地の空洞化」「むらの空洞化」になり、今や「誇りの空洞化」が生じていることを指摘している(小田切、2009)。 集落が限界に至る以前の過程において、地域再生・集落づくりによる集落維持の在り方が重要なのである。4つ目は、中山間地域では人口減少・世帯員数の減少により家族の福祉力が弱化しており、とりわけ親世帯と他出した別居子の世帯の関係をはじめとする「近親ネットワーク」、「修正拡大家族」など新しい現代の家族の姿が注目されている(佐藤・内田、2003、2004;石田 2011;徳野・柏尾、2014)。5つ目は、中山間地域は高齢化率がいちじるしく高いため高齢者福祉の先駆的研究のケースとして注目され議論されている(玉里、2009a;高野、2011;丸山・石田編、2015)。

以上のように、中山間地域の先行研究から地域づくりをとおして集落機能がいかに分化しつつ維持されているのか、その過程を明らかにすることが重要であることが知られる。

本稿が取り上げる村上市山北地区(旧山北町)は、合併するまでは旧山北町が地域づくりを進め、平成20(2008)年の合併後は山北地区まちづくり協議会を設立し地域づくりを推進してきた(小田切、2014:56-7)。小俣は有志が「小俣ふるさと楽校」(以下、「楽校」と略記する)をつくり、地域づくりをしてきた中山間地域の集落である。現代の中山間地域の地域づくりは、自然や景観の環境保全、グリーンツーリズム等の都市農村交流、高齢者福祉などを対象としたケースが多く、このうち小俣の地域づくりは都市農村交流にあたる。中山間地域の集落において、いかに地域づくりがおこなわれているか、集落機能が歴史的にどのように変容しつつ維持されているかという過程を明らかにし、最後にその変容について考察することにする。

近年、農村研究において村落という用語に代わってこんにち集落という用語を用いることが多くなっている。その理由は、行政が部落という用語に代わって集落という用語を用いているという事情がある。それにともない、農村研究者も村落に代わって集落という用語を用いるようになっている。くわえて、筆者は村落という用語を用いると、かつての村落ではなくなっている歴史的変化をとらえそこなうことを指摘しておきたい。そのため、本稿では村落に代わっ

て集落という用語を用いることをお断りしておく。

3. 村上市山北地区の概要

(1) 山北地区の歴史的経緯

村上市山北地区は新潟県最北端に位置し、山林が面積の9割余を占めている。現在、山北地区には48の集落があり、小俣はそのうちの1つである。江戸時代は、小俣村として村を成していた。小俣に小庄屋が置かれ、村の中を北国街道が通り口留番屋が置かれていた。明治22(1889)年に岩船郡の小俣村、中継村、山熊田村、雷村、大代村が合併して中俣村ができた。昭和30(1955)年に岩船郡八幡村、大川谷村、中俣村、下海府村、黒川俣村が合併し山北村が誕生し、昭和40年に町制施行にともない山北町になり、平成20(2008)年に山北町は村上市と合併し、現在の村上市山北地区に至っている。

山形県は公民館が地域づくりを担ってきた地域として知られており(千葉, 2006)、村上市山北地区は新潟県の最北に位置し山形県と境を接しているため、山形県の人びとの交流が深く公民館活動の文化的影響を歴史的に受けている。旧山北町時代は、公民館が地域づくりを担っており、各集落にある「部落公民館」が地域の生活・文化・福祉面など全般的な向上をはかる活動を展開していた。山北町公民館の下部に昭和の合併以前の5つの旧村範囲に5つの支部があり、非常勤の支部長と主事1名ずつがいた(山北町公民館報、1992:340)。支部の下部に各部落の公民館が配置され、公民館活動が支部・本部と、ヨコの公民館どうしで複層的に連携されていた。昭和24(1949)年に、5つの支館と各集落に公民館が18設置され(同、1998b:791)、その後37にまで増えた(同、1998a:594)。

昭和53 (1978) 年に、「地域づくり (コミュニティづくり) のために、公民館は住民意識をどう高めて行くか」ということで、公民館役職員の研究会が開かれている(同、1992:34)。つまり、集落がみずから生活課題を解決し自治をおこなう際の重要な拠点として公民館が位置づけられていた(同、1998a:595)。昭和60 (1985) 年当時の山北町公民館長は、「地域づくりには、お互いの人間性

を尊重し、ふれあいを大切にし、みんなで協力して部落づくりにはげむことが要求される | と述べている(同. 1992: 452)。

しかし、地域の人たちの心も連帯・協力から個性・独自性へと変化していった(同、1998a:594)。そして公民館活動は、1980年代後半にはいくつかの問題をかかえるようになった。それは、人口減少と若者の離村により役員のなり手がいないこと、事業の参加者が少ないこと、そして事業のマンネリ化という問題である(同、1998b:150)。公民館の活動の縮小は、各集落で共通の問題になった。

「山北町公民館報」によると、部落の呼称から集落の呼称に、部落公民館が集落公民館にそれぞれ変更されたのは、平成元年(1989)度から翌2年度にかけてである。平成元年度以前までは部落公民館という表現だけが用いられ、平成元年度と2年度は両方の表現が混在しており、平成3年度以降は集落という表現だけが用いられている。平成3年4月1日の「公民館報」に「集落公民館の再発見」という題で、活動が停滞している公民館の役割を改めて確認する意義が指摘されている(同:5945)。「公民館報」で、部落の呼称が集落という呼称に変わったのも平成元年度以降である。この時期に、部落から集落へと呼称が変更されているようすが知られる。

表1 山北地区の人口・世帯数の推移

1955年 1960年 1965年 1970年 1975年 1980年 1985年 1990年 1995年 2000年 2005年 2010年 2015年

人口 14,906 13,829 13,325 12,262 10,788 10,075 9,416 8,696 8,231 7,839 7,291 6,557 5,811

世帯数 2.573 2.652 2.714 2.752 2.705 2.677 2.632 2.570 2.528 2.503 2.420 2.290 2.166

出典) 村上市「男女別人口・世帯数推移(地区別)」。

旧山北町は平成20 (2008) 年4月1日に旧村上市と合併し, 現在村上市山北地区を成している。表1より,村上市山北地区(旧山北町)の人口は,昭和30 (1955)年に14.906人であったが、それ以降平成27 (2015)年の5.811人に至る

注) 各年次とも10月1日現在の数値。

まで減少し続けている。世帯数は、昭和30年に2,573であったが、昭和45(1970)年まで増加し、それ以降平成27年の2,166に至るまで漸減している。平均世帯員数は昭和30(1955)年が5.79人であったが、60年後の平成27(2015)年の2.68人に至るまで減少し続けている。世帯員が縮小し、家族の福祉力が衰えているようすがうかがわれる。

山北地区の高齢化率の推移をみると、昭和50 (1975) 年が12.9%であったが、平成27 (2015) 年には46.8%にまで上昇している。高齢化率は40年間に約3.6倍になり、ほぼ2人に1人が高齢者という状態である。反対に、0-14歳の割合は同時期で23.9%から7.5%に激減し、割合は約3分の1になっている。高齢化と少子化が同時に進んでいることが知られる(村上市自治振興課、2017)。

(2) 旧山北町の観光開発

旧山北町は昭和60 (1985) 年に町の観光開発について、東京にある地域活性化センターに打診したことが、ことの始まりである。地域活性化センターから千葉大学教授の宮崎清氏を紹介された旧山北町は、宮崎氏を「山北町観光開発研究機構」の代表に迎え開発計画を策定していく。先の研究機構が昭和61 (1986) 年1月に「第3次山北町振興計画」(今後10年間の計画)を策定した。その後、平成元 (1989) 年、旧山北町は宮崎氏の指導のもと「山北町観光開発基本計画」をつくり、その中で観光開発の基本理念として次の5つを定めた。「48集落の日常生活を基本的資源とする観光地づくり」「山北の日常生活を分かちあえる開かれた観光地づくり」「どの集落も1人1人が主役になれる観光地づくり」「暮らしを支えてきた自然と楽しくつきあえる観光地づくり」「郷土の培った知恵や伝統が息づいている観光地づくり」の5つである (山北町、1989:33)。

基本計画は短期的・中期的・長期的の3段階に分けられて進められた。計画を遂行するにあたり基本姿勢として、「人びとの普段の生活を大事にする。各集落を大事にする。暮らしを守る。生活の中に資源を求める。『自然と人間の有機的共存としての光』『地産地消の生活行為としての光』『個性豊かな地域としての光』『体験学習・触れ合いの場としての光』」が大切であるとされた(同、1997:35-75)。観光開発に際し、高邁な理想に走らず、集落や1人ひとりの生

活に基づいた無理のない計画が立てられている。

旧山北町の観光開発基本計画の中でおこなわれてきた「魅力ある集落づくり事業」は注目するに値する。すべての集落で集落づくりが実施された。集落に根差した地域づくり活動の結果、平成3年と7年に「ふるさとづくり賞」(新潟県)、平成5年に「農村アメニティーコンクール全国大会」優良賞(新潟県・最優秀賞)(国土庁)、平成7年「ふるさとづくり賞」全国(都道府県協議会ほか)、地域活性化大賞(新潟県異業種交流センター)、平成15年に過疎地域自立活性化優良事例表彰として総務大臣賞を受賞している。これらの受賞は、いかに旧山北町の開発計画がすぐれたものであったかを物語っている(2)。

(3) 山北地区まちづくり協議会

旧山北町は、平成20 (2008) 年4月1日に旧村上市と合併して村上市山北地区となり、村上市山北支所が設けられた。併せて、平成24 (2012) 年に「山北地区まちづくり協議会」が設立された。「山北地区まちづくり協議会」は安全・安心部会、環境・文化部会、産業・交流部会、コミュニティ部会、企画部会に分かれて事業に取り組んできた。集落課題の解決・住民交流、伝統文化の継承、防災防犯、環境の保全・改善などの事業をおこなった。なかでも「定住の里づくり」として「集落活動と地域づくり組織支援」をおこなったことは注目される。具体的には、1集落あたり50万円を支援する「集落元気づくり支援事業」を実施し、平成24年度には合計13集落24の事業を実施した。小俣では「楽校」が50万円の支援金を利用して「集落表示看板修繕」をおこない街並み保全を進めた。なお、旧山北町教育委員会社会教育課が進めてきた公民館活動は「山北地区まちづくり協議会」の中に位置づけられておらず、村上市教育委員会に引き継がれている。

平成29 (2017) 年度に「協議会」は部会を再編した。その理由は、「協議会」の活動が停滞したためである。活動する人が固定化し、後継者難が顕著になってきたため、次のように実行体制を改めた。安全・安心部会、環境・文化部会、産業・交流部会をそれぞれ地域コミュニティ部会(地域コミュニティ支援・連携担当)・地域パートナーズ部会(地域団体支援・連携担当)・地域リーダーズ

部会(人材育成・組織運営担当)に変更した(山北地区まちづくり協議会,2017)。 後継者不足を補うために人材づくりに力を入れるように変えたのである。現在 の役員は会長1名,副会長2名,部会長3名,副部会長6名,事務局1名(山 北支所自治振興室)から,理事会は役員のほか各集落の代表者49名と団体等の 代表者7名からそれぞれ構成されている。旧山北町の「週末百姓やってみ隊」 は山北地区まちづくり協議会が継承して実施している。

4. 小俣集落

(1) 歴史的変遷

はじめに、小俣の歴史的経緯について概観しておこう。小俣は戊辰戦争の余波による焼討にあい、3軒を除いてすべて焼失した。その後、明治14 (1881) 年に寺院を再建したのを皮切りに、家を逐次建てていった。

江戸時代末期,小俣村は近隣10か村から成る黒川俣組に所属していた。明治に入ってから、岩船郡は第25大区に属し、さらに小九区と小十区に区分され、小十区の中で小俣村は大代村と雷村の3か村で6番組を構成した(山北町、1987:376)。明治11年に「郡区町村編制法」が施行され、大小区制が廃止され、明治17年には連合戸長役場が設置され戸長が置かれた。このとき、小俣村に戸長役場が置かれ、中継村・山熊田村・大代村・雷村と一緒に5か村でひとつの組を構成した。明治22(1889)年の「市町村制」施行の際には、小俣村は先の5か村で中俣村を構成した。明治22年時の小俣村の人口は300人、戸数は60戸であった(同:387)。

明治22年に中俣村が成立したとき、旧5か村の村有林は中俣村に移管されなかった。しかし、大正13 (1924) 年に羽越線が開通し、材木の大量輸送が可能になり材木の大量流出が始まったのを機会に、大正14年に小俣区ほか4か村の集落有林野が中俣村に帰属された(同:674)。総面積3,570.92ha、そのうち1,578.04haを中俣村直営地の事業区とし、残りの1,992.88haは集落使用地にした(同)。

以上のような経過を辿った結果、旧山北村のなかに5つの集落から成る中俣

財産区が存在するとことになった。政府が昭和41 (1966) 年に「入り会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」を施行したのを機に、内部から批判が出てきたため話し合いをおこない、その結果中俣財産区を解散し、昭和41年から5か村の集落使用地2,000haを3年間にわたり分割することになった。昭和45年には直営地の1,500haは小俣・中継・雷・山熊田の4つの地区に生産森林組合を設立して管理することにした(同:677)。大代地区のみは面積が少ないため集落全員の記名共有林とした。かくして小俣生産森林組合の設立が昭和46年6月に認可された。

昭和60 (1985) 年の時点における小俣生産森林組合(以下,森林組合と略記)の概要は、下記の通りである。組合員数は96人、理事7人、監事2人、天然林の経営面積は220ha、人工林の経営面積は92haである(同:678)。組合への加入資格は、現物を出資するか、それがない人は出資金1口1万円を1口以上5口未満出すことが義務づけられている。戦後植林してきたが、現在は誰も山の手入れをせず荒れたままになっている。

森林組合の設立および活動をみると、明治以降、全住民が所属する部落ないし部落会がつくられたことにともない、農業に従事している人や山林所有者は部落とは別に当該の組織をつくることになった。森林組合も部落とは別に設立された。設立当時は小俣の「部落」維持において大きな意味を有していた。その理由は、森林組合の組合員は全員が小俣集落の住民であったから、森林組合を設立することで山林を分割することなく部落全体で維持管理することができたことにある。しかし、平成28(2016)年現在、森林組合の組合員の中の少なからぬ人が離村しており、山林に手を入れることなく現状のままにしている状態にある。そのため、森林組合の存在が小俣集落を顕在的にも潜在的にもひとつにまとめる機能を持ち合わせることができなくなったと言えるだろう。

(2) 人口・世帯数の推移と農林業

小俣の人口は昭和33 (1958) 年に666人, 116世帯であったのが平成17 (2005) 年には188人, 78世帯に減少している (山北町, 2005:42)。平均世帯員数は5.7人から2.4人に減少した。この47年のあいだ, 人口がおよそ3.5分の1に激減し

ている。他方、世帯は3分の2に減少したにすぎない。世帯がそれほど減少しない理由は、若者は都市に出ていくが、高齢者はそのまま家にとどまっているからである。家に残った高齢者が死亡するか施設に入ると、空き家になる。

小俣の人口・世帯数とも平成20 (2008) 年以降漸減し続けている (表 2)。平成20年に170名,76世帯だったが,平成29年には122名,66世帯に減少している。 平均世帯員数は1.8人にまで減少している。現在でも人口減少と少子高齢化の 波を受け続けていることが知られる。小俣小学校の生徒数の推移をみると(同,1987:769-72),昭和22 (1947) 年に85人,昭和40 (1965) 年には78人,昭和55 (1980) 年には25人,昭和62 (1987) 年には7人になり,小俣小学校は平成16 (2004) 年に閉校になった。

	平成 20年 (2008)	平成 21年 (2009)	平成 22年 (2010)	平成 23年 (2011)	平成 24年 (2012)	平成 25年 (2013)	平成 26年 (2014)	平成 27年 (2015)	平成 28年 (2016)	平成 29年 (2017)
人口	170	163	157	153	150	151	146	141	124	122
男	74	71	70	69	68	70	69	68	62	61
女	96	92	87	84	82	81	77	73	62	61
世帯数	76	75	73	74	72	73	71	70	66	66

表2 小俣の人口と世帯数の推移

戦後、小俣で分家した家は合計8戸ある。その内訳は、昭和20年代が2戸、昭和30年代が3戸、昭和60年代以降が3戸である。また戦後、Uターンしてきた人は21人いる。全員が跡取りである。以前は出稼ぎなどで働いていても、親が歳をとると跡取りは戻ってきていた。しかし近年は、Uターンする人が少なくなっている。Uターンしてきた人のうち定年後に来た人は4人いる。居住していた場所は、東京都が2人、新潟市が1人、旧村上市が1人いた。空き家に戻ってきた人が2人、親が健在なうちに戻ってきた人が2人いる。他方、Iターンしてきたのはいずれも平成元年以降4人、3世帯である。このうち2人、1世帯は「週末百姓やってみ隊」で山北地区に来た後、移り住んだ人である。

世帯の内訳は、平成21 (2009) 年1月1日, 世帯は66戸, 住所なし(空き家)

注) 各年次とも4月1日現在の数値。

出典) 村上市「人口と世帯数」(住民基本台帳) 平成20年度 - 平成29年度より作成。

が25戸である。平成27年現在,世帯は62戸,住所なし(空き家)が21戸。1人住まいの高齢者は13戸ある。また平成28年現在,施設に4人が入所している。 今後も空き家になる家が増えることが予想される。

小俣の農家数は、以下の通りである(3)。田の所有は45戸中30戸、66.7%であった。「1 反未満」が2戸、6.7%、「1 – 5 反」が13戸、43.3%、「5 反 – 1 町」が5戸、16.7%、「1 町以上」が3戸、10.0%ほかである。畑の所有は45戸中30戸、66.7%であった。「1 反未満」が6戸、20.0%、「1 – 5 反」が9戸、30.0%、「5 反 – 1 町」が1戸、3.3%、「1 町以上」が2戸、6.7%ほかである。稲作は個人的に知人に頼んで受委託する人がもっとも多く、ついで親類や本分家に頼む人が多い。また、中山間地域で田の面積が小さく集落営農集団が組織できる状態にないことから、旧山北町時代に県の勧めで山北町産業振興公社がつくられた。小俣では、山北産業振興公社(前身は山北町産業振興公社)に稲作の委託(全作業・部分)に出している家もある。

以上のような農業の事情をみると、田畑の耕作面積が小さく、昔からそれだけで食べていくことは不可能である。農家組合は集落活動からはずれている。農地を所有していても外部に委託し自分では耕作していないケースもあり、実際に耕作している者だけが農家組合に加入している状態にある。これまで減反にも個別に対応してきた経緯がある。

主たる産業であった林業それ自体は昭和40年代には衰退し始めていた。出稼ぎも昭和48年をピークにして以降減少の一途を辿り、昭和50年代には衰退した $^{(4)}$ 。しだいに、若者はよそで就職するために他出し、山北地区に戻らない状況が現れてきた(山北町公民館報、1992:61,218,276)。

(3) 集落の構成

小俣の役員は、自治会の規約上は、会長、副会長という名称の役員がいるが、 実際には人びとは総代、副区長(副総代とは言わない)、協議員と呼んでいる役職がいる。また、自治会のことは集落と呼んでいる。それは、前述したように、 役場から「部落」に代わって「集落」という呼称を使用するようにという指導があったためである。総代・副区長1名ずつと協議員は8名の合計10名が役員 会を構成し、これら役員が選挙で選ばれる。副区長は建前上1人であるが、実際にはもう1人いて前の総代が務める決まりになっている。そのほか、監事が2名いる。役員会のほかに、全戸が集まる「小俣集落定期総会」がある。

神社役員は5名いるが、自治会役員が兼務している。檀家役員3名は決まった家が代々担当している(隣の雷村にも檀家役員が3名いる)。小俣では神社や寺院の世話が集落機能から切り離されていない。総代がすべての役員の職務を依頼する。公民館役員は3名いるほか、公民館員として4-5名を総代が任命し合計7-8名で公民館活動をしている。

公民館の役員は館長、主事、書記会計がいる。集落によっては、公民館の下部組織は教養部、産業部、厚生部等に分かれていたが、小俣の公民館にはこうした下部組織の部会がなかった。それに代わって、公民館委員は敬老会担当、盆踊り担当、文化祭は全員が担当という担当制になっていた。昭和60年当時は、「小俣部落公民館」は「部落」から補助金をもらい、主に盆踊り・運動会・新生活改善運動に取り組んでいた(同:455)。しかし運動会が2005年頃から、盆踊りが2011年頃からそれぞれおこなわれていない。

公民館はかつて「部落」機能の一部として位置づけられ活動してきたようすを伺い知ることができる。公民館活動は主として若者が担当し、盆踊り、運動会などを主催していたが、若者の減少と子供の減少にともない、それらはおこなわれなくなった。その結果、現在では公民館が地域づくりを担う主たる組織にはなりえない状態にある。

隣組は戦後しばらく8班から構成されていたが、世帯数の減少にともない平成22年以降6班に減少している。班長は毎年班の中で交代して務めている。平成18 (2006)年に、旧山北町は小俣を含めて集落センターを建設した。その際、小俣集落はそこの指定管理を受けて集会場として利用している。各戸が「小俣集落定期総会」へ参加している割合をみると、「ほとんど参加している」家は75%、「ときどき参加している」家が13.3%、「参加していない」家が15.6%、「その他」が「寺院の住職なので参加できない」「年に1回参加」が4.4%という状況であった。「参加できない」という家は、高齢者の1人住まいにくわえて耳が聞こえない、足が悪い等の事情があった。

毎年1月1日に「一統礼(イットウレイ)」という行事を開催する。平成27 (2015)年1月1日の時は、これに18名出席している。「一統礼」の行事は、冬場、雪が深いので墓参りに支障があるため、本堂に人びとが集まって一緒にすることにした。これは戦後始められた新しい行事であり、山北地区全体にある(筑波大学さんぽく研究会編、1985)。寺院には位牌堂があり、そこに各家の位牌がある。位牌をお参りし、本堂で飲食し、墓参りには行かない。「一統礼」終了後に、親類廻りをする。集落内は本分家のほかに、おじやおば・妻・嫁の実家を訪問する。村を出ていった家の中には盆に帰省した際、墓と寺院の位牌堂をお参りしている。

寺の護寺会費は「寺割」といい、12月に各自が寺院に持参する。空き家が平成29年現在21戸あるが、そのうち盆に墓参りをするのは半分くらいである。空き家の寺割は、親戚が立て替えて支払っており、お盆に来た際支払っている。しかし、近年は空き家の人びとが墓参に来ない傾向にあり、郵送で寺割の請求書を送る家が半分くらいいる。

(4) 集落の規約と活動

小俣自治会の規約が定められたのは、平成7年1月3日である。それまでは文書としては規約がなかったようである⁽⁵⁾。規約という文書はなくても、もちろん申し合わせた決まりはあったと思われる。小俣自治会の規約の目的は、集落の主たる機能について記されているとみなすことができる(表 3)。

表3 小俣自治会規約(抜粋)

- 第1条 この本会は、次の各号に掲げるような地域的な共同活動を行うこと により、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
 - (1) 生活環境の維持及び改善に関すること
 - (2) 住民の健康増進に関すること
 - (3) 文化の伝承等に関すること
 - (4) 共有財産の保全及び管理に関すること
 - (5) その他、この規約に定める目的達成のため必要なこと

(中略)

第6章 資産および会計

資産の構成

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)別に定める資産目録記載の資産, (2)会費, (3)活動に伴う収入, (4)資産から生ずる果実, (5)その他の収入

(中略)

規約は、平成7年1月3日から施行する。

自治会の機能は「共有財産の保全及び管理」「生活環境の維持及び改善」「住民の健康増進」「文化の伝承」である。共有財産には山林、山道、建物としての神社や寺院等の維持等が含まれる。それ以外に、後述するように神社や寺院の祭礼、行事の維持は「文化の伝承」に、山道の整備やゴミ拾い、沢水の清掃等は「生活環境の維持及び改善」に、敬老会や「老人クラブ」(小俣での現在の呼称)、消防団等の活動の補助は「住民の健康増進」や「生活環境の維持及び改善」にあたるだろう。

総代は、戦後昭和21年から1年任期で毎年選挙で決められていた。その後、 平成20年から総代の任期が2年に変更された。その間、総代は毎年交代し、同 じ人が続けてなることはなかった。総代になる人の家は特定の家に限られてい なかった。とはいえ、近年総代に就任している人を見ると、地方公務員経験者 が多い。その理由は、総代の仕事が行政との交渉が多いことから、旧山北町や 村上市に勤務していた元地方公務員が適任という事情がある。

次に、区費の収支の内訳を通して集落の機能を見ていこう。区費は、ここに住んでいる家から徴収しているのみならず空き家からも徴収されている。区費 徴収の特徴として、居住している家が負担している金額の3分の2を空き家が 負担していること、くわえて一人住まいや高齢者という条件を考慮することな く、居住している家はすべての世帯が一律同額を支払っていることが挙げられ る。

昭和50(1975)年に上水道が整備されるまで、沢ごとにある3つの集水枡の

清掃を集落全体でしてきた。しかし、この集水枡の清掃は上水道ができてじきになくなり、それに代わって沢の水や道路のゴミ拾いをおこなうようになった。こうした清掃・ゴミ拾いへ出られない家からは出不足金が徴収されてきた。空き家の場合、区費のほか出不足金も併せて徴収されてきた。しかし、平成28 (2016) 年から出不足金の徴収をやめて役員と有志がゴミ拾いを実施し、日当を出す方式に変更された。

こうした空き家から区費や出不足金を徴収する背景には、人口減少と挙家離村の増大が区費の収入減少をもたらしたことが挙げられる。なおかつ、集落が神社や寺院の維持費を負担していることにくわえて、道普請などに出て労働力を提供できる人が少なくなったという事情がある。集落の公平の権利・義務負担の観点から、空き家にも応分の負担を依頼するようになったのである。なかでも注目に値することは、こうしたことを実施できるのは、集落において家が制度として維持されていることに依拠しているからであるということである。

「平成27年度 小俣集落一般会計決算書」の収入には、区費と出不足金のほか、市からの嘱託員に手当が前期後期に分けて年2回、村上市から文書配布の報償費、村上市森林組合と農家組合から報償費がそれぞれ支給されており、それが集落の収入に組み込まれている。そのほか、市から河川清掃費と施設の使用料(集落センターを小俣屋・楽校・選挙・JA・電力・地域おこし協力隊が利用した料金)がある。これらの収入の内訳に関して、村上市森林組合と農家組合からの報償費が収入に組み込まれていることは注目される。このことは、森林組合と農家組合は集落の問題として位置づけられていることを示している。

他方,支出面をみると,総代・副区長などの役員と班長に手当が支給されているほか,役員会や班長会などの会議費にも支給されている。また白山神社の固定資産税・神社負担金・森林組合神社賦課金,集落センター関係(光熱費・電話料およびトイレ修繕・クリーニング代・火災保険ほか),白山神社瓦修繕費,神社負担金,ゴミ小屋修繕費がある。そのほか,老人クラブ・消防団・公民館・盆踊り・「日本国を愛する会」・敬老会・交通安全協議会中俣支会・青少年健全育成賛助会費にそれぞれ補助金を支給している。繰出金として公民館維持基金がある。

交通安全協議会中俣支会は行政指導で組織された全国組織の下部組織であり、集落内ではほとんど実質的に機能していない。青少年健全育成会は、同町民会議が昭和55 (1980) 年に旧山北町で結成された全国的組織である。祭典費として神社の大祭(祭典・直会)、才の神つくり(1月15日実施、小俣総会資料には「才の神」と記載)、一統礼等への補助金のほか、寺院の位牌堂人夫と雪囲い取付取除への賃金支給がある。

収入と支出に関して特徴を整理すると、収入として区費のほか、市森林組合、 農家組合の報償費と空き家負担金、村人足出不足金があることが特徴である。 支出面では、位牌堂人夫賃金、雪囲い取付賃金にくわえて、白山神社瓦修繕費、 神社負担金、固定資産税、一統礼補助金があることが特徴である。神社・寺院 の維持が集落から分離されていないようすが知られる。

自治会の機能および収支の状況から、小保の人びとが「自治会」のことを 「集落」と呼んできた事情を知ることができる。

次に、自治会以外の住民組織をみると、婦人会は活動することがないので解散し、児童数が減少したため2004年に小俣小学校が閉校になり、同時に子ども会も解散した。一方で、消防団は縮小しつつも存続している。自主防災組織は作られているが、活動はしていない。それは実質的に集落組織が担っているからである。公民館活動は存続しているが、運動会が2006年頃に、盆踊りが2012年頃に消滅し、敬老会を主催するだけになり、規模が縮小している。才の神は集落と公民館が共同で実施している。

老人クラブは60歳以上の人から構成され、平成28 (2016) 年現在、構成員は28名いる。老人クラブは日帰り旅行や湯治に行っているほか、毎年神社の掃除や多目的グランドの草刈をしている。小俣川水辺河畔公園が山北町の開発事業で平成4年3月末に完成し、その後多目的グランドになった。その点で、老人クラブは集落機能を代替していると言える。他方、敬老会は75歳以上の人から構成され、構成員は37名いる。敬老会の懇談会には市から補助金が出るので大勢が参加していて、高齢者が参加し親交を深めるとともに、併せて健康について相談する機会になっている。

小俣集落は、「日本国を愛する会」(以下、「愛する会」と略記する) に補助金

を支出している。「日本国」という名前の山の登山道整備をするために昭和56 (1981) 年に有志が「愛する会」を結成した。「愛する会」には旧山北町時代には山北町から、村上市と合併以降は村上市からそれぞれ補助金が出ているほか、小俣集落からも補助金が出ている。登山道を整備するのに経費が充当されている。毎年、「日本国」の山開きがあり、年間を通して約1万人が登山に訪れており、登山道整備は欠かすことができない。

それに対して、「楽校」には集落から補助金が支出されていない。「楽校」は独立採算性で運営されている。その理由は、平成11年に「楽校」が設立されたとき、「小俣集落定期総会」で集落が「楽校」を実施することに反対があったため、有志が別組織を作り運営せざるを得なかったという事情がある。反対者がいた背景として、「楽校」が実施する予定のソバづくりから食事会までの体験活動や山開きのイベント開催は、集落がかつて担っていた機能とは関係ない、全く新しい機能であり、そのため全員からの理解を得にくいという事情があった。

集落が担うということは、住民全員が何らかの役割を担うことが求められる。当日、イベントに出役できなければ出不足金の徴収もありうるかもしれない。住民の中にはそうした労働にもはや耐えられない高齢者もいるだろう。強制ではなく自由に参加することができる仕組みのほうが、「楽校」の継続・発展のためにはむしろ効果的かもしれない。「楽校」の経営状況は、行事への参加者が多いため利益を上げることはできないが、人件費を賄えるくらいの収入があるにすぎない。

5. 集落内の付き合いと地域福祉

小俣には高齢者の1人住まいや2人住まいが多い。「1人暮らし」が17戸、37.8%、「夫婦2人暮らし」が11戸、24.4%、「子どもとの同居」が16戸、35.6%、夫婦とキョウダイが1戸2.2%である。小俣には40歳代から60歳代までの独身の男性が17人、ムコ取りの女性が3人いて(いずれも調査不能世帯を加えた数)、「子どもとの同居」が家の継承や将来の生活の安定になるというわけでは

ない。むしろ家の継承が困難な事情にあることを物語っている。

高齢者の世帯主の場合、別居している子世帯とはどのような付き合いをしているのだろうか、以下にみてみよう。子世帯が仕事の関係で小俣から離れている家族は25人中15人、60%、就学で離れている人は6人、24%等であった。山北地区内が4人、28.6%、村上市内が2人、14.3%、県内が5人、35.7%、県外が13人、92.9%等であった(複数回答)。遠距離(県外)が一番多く、ついで中距離(県内)が多く、子供たちは比較的遠くに離れて住んでいた。

次に、人びとの付き合いの範囲や規模についてみよう。まず本家や分家をもつ数をみると、1軒が29戸、64.4%、2軒が5戸、11.1%、「ない」が10戸、22.2%あった。親類数は、1軒が21戸、46.7%と多く、「親類がいない」が10戸、22.2%もいた。お茶飲みをする家数が1軒しかないのが10戸、26.3%、2軒が4戸、10.5%、3軒が9戸、23.7%、「ない」は11戸、28.9%であった。本分家、親類、お茶飲みの家数ともに大変少なく、つながりが弱化しているようすが分かる。

高齢者はキョウダイとどのような付き合いをしているのだろうか。世帯主のキョウダイ数は1人が15名、40%、2人が9名、24%、3人が11名、29%、4人が3名、8%いる。高齢者の場合、キョウダイがすでに死亡していることが多いためキョウダイ数が少ない。キョウダイが居住している場所は県外が15名、40%ともっとも多く、次いで村上市と新潟市がそれぞれ6名、15.8%、小俣と山北地区内がそれぞれ2名、5.3%ずつとなっている。キョウダイとの付き合いは、「たまに会う」が21名、55.3%、「電話をする」が15名、40%、「よく会う」と「物の送り合い」がそれぞれ7名、18.4%等となっている。以上から高齢の世帯主は、キョウダイの居住地は県外が多く、「たまに会う」「電話をする」程度の付き合いをしていることが分かる。

子どもが独身という世帯が10戸、22.2%いる (調査不能の家を含めると、17戸)。子どもが既婚の場合は35戸、77.8%で、子世帯の50歳代が一番多く、次いで40歳代と60歳代が多く、30歳代と続いている。そして、小俣外に居住する子世帯の人数は、1人が12名、34.3%、2人が19名、54.3%、3人が3名、8.6%、4人が1名、2.8%等となっている (複数回答)。その続柄は、長女が24名、

68.6%, 長男が13名, 37.1%, 次女が12名, 34.3%, 次男が10名, 28.6%等となっている (複数回答)。高齢者のみの世帯で子どもから電話がある続柄は, 長女が13名, 長男5名, 次女3名等となっている。長男が小俣外にいる世帯が13戸, 37%いる。「電話をかけてこない」という世帯が18名, 40.0%いる。家の跡継ぎが確保できない状態にあること,また長男世帯が親元に戻ってこない世帯も多くあることが知られる。

子世帯の居住地は、県外が47名、74.6%、県内が9名、14.3%、村上市が4名、6.3%、山北地区が2名、3.2%等となっている(複数回答)。村外の子世帯が会いに来る頻度は「年に1回」が6名、24%「月に1回」が5名、20%、「半年に1回」が3名、12%、「週に1回」と「2週間に1回」と「数か月に1回」が2名、8%等となっている(複数回答)。

人びとの付き合いを整理すると、キョウダイの居住地は県外がいちばん多く、付き合いは「たまに会う」「電話をする」程度であった。村外にいる既婚の子世帯は、長女が多く、県外が多い。そのため、年に1回会いに来る程度が多く、次いで月に1回会いに来ている。電話は長女が多く、長男はあまり電話してこないようすが分かる。

「将来、子孫に小侯に住んでほしいと希望しているか」を聞いてみたところ、その結果は「そう思う」が17戸、47.2%、「そう思わない」が13戸、36.1%、「子どもの判断に任せる」が4戸、11.1%、「わからない」が2戸、5.5%等であった(非該当に、未婚のため子どもがいない人が9戸いる)。将来子どもたちに小侯に住んでほしいという希望を持っていない人が意外と多い。将来、子どもに住んでほしいと思わない理由は、「仕事がない」が5戸、38.5%、「不便」が4戸、30.8%等であった。こうした意見は、子どもが小侯に将来住む希望が持てない状況にあることを示唆している。

それでは、集落が地域福祉の機能を担うことを人びとは期待しているのだろうか。「高齢者の生活を支える取組が小俣集落にあったほうがよいか」を聞いてみたところ、「そう思う」が34戸、75.6%と大半を占めていた。「そう思わない」が6戸、13.3%、「あったほうがよいが、現実的に無理」が2戸、4.4%等であった。集落に対して高齢者生活を支える取組が期待されていることが分かる。

集落の取組として望ましいことは、「公民館などを利用した交流」が12戸(36.4%)、「身のまわりの援助」が6戸、17.6%、「福祉施設」が5戸、14.7%、「交通の便の改善」「健康状態を見回る」がそれぞれ4戸、11.8%等であった。

以上のことを整理すると、本分家や親類、キョウダイ、お茶飲み友達が少なく、集落内の人間関係が以前に比べてきわめて弱化している。村外にいる親のキョウダイや他出している子どもは中距離(県内)と遠距離(県外)に住んでおり、電話等のコミュニケーションをする関係にとどまっており、キョウダイや親を扶養するまでのことはできない。

世帯員数の縮小や集落内での付き合いが縮小したため、集落の取組として交流や「身のまわりの援助」「交通の便の改善」「健康状態を見回る」が求められていることが分かる。

6. 集落の地域づくり

小俣に「楽校」がつくられる経緯を概観してみよう。昭和56 (1981) 年に小俣の人びとが「日本国を愛する会」を結成した。その後、旧山北町は観光開発を進めるため、宮崎清氏を招いて観光開発計画を策定し事業を進めた。旧山北町はすべての集落で集落資源を再確認する「生活文化資源調査」を実施して観光資源の掘り起こしをおこなった。それを受け、すべての集落でテーマを決めて集落づくりに取り組んだ。そのため、山北地区には集落づくりに積極的に取り組んだ集落が少なくない(佐藤庄、1994)。小俣もそのうちのひとつである。小俣では平成元年に「小俣魅力ある集落づくり推進委員会」を10名で立ち上げ、テーマを「『日本国』ロマンの里」に決めた。その後、平成2年に蔵王堂を改修し、ふるさと日本国市場(無人市場)を新設し、平成3 (1991) 年には白山神社休憩所を整備し、集落家並等案内看板を設置した。平成4 (1992) 年には花いっぱい運動をおこない、また小俣口留所看板を設置し水辺公園広場を整備し、平成4年から6年にかけて交流広場花壇造成植栽等を整備した。このように、「楽校」を創設する前、山北町の事業計画に沿って小俣は集落づくりを熱心に進めてきた経緯がある。

その後、小俣は新潟県の「一村一価値づくり事業」の取組にともない、「小俣宿まちなみ整備ワークショップ」を平成10 (1998) 年に開催した。それを実施する中で「小俣ふるさと楽校」を設立することになった。「楽校」の設立年次は平成11 (1999) 年9月9日で、校長1名、教頭1名、会員43名で発足した。「楽校」の設立の目的は、「本校は、住民みんなが参加でき、行政や専門家、また小俣に関心のある人たちがいっしょになって、誇れる、住みよい小俣をつくるための活動を行ないながら、住民の生活・文化の向上に寄与することを目的」としている。小俣に住んでいる全員が参加し、外部の人を巻き込んで住みよい地域をつくることが目的とされている。目的には小俣に「誇り」をもつことの大切さが含まれていることは注目される。

小俣に「楽校」が創設されたのは、山北町役場の中で観光開発を担当した佐藤庄平氏が小俣の住民であったことが大きな影響を与えている。佐藤氏は役場の職員時代、宮崎清氏と一緒に観光開発計画を進めた。集落づくり委員会を経て「楽校」創設にいたった。その中心的役割を果たしたのは佐藤庄平氏である。「楽校」創設時には、自然楽級・まちなみ楽級・ビジネス楽級の3つの楽級に分かれて活動していたが、その後会員の減少にともない再編してまちなみ楽級とふれあい楽級の2つに再編した。平成13(2001)年3月7日には小俣宿の活用についての「楽習会」にて各楽級で目標を発表し、「まちなみ楽級」は「屋号表札づくりから始めよう」、「ふれあい楽級」は「ふるさと市場を充実させよう」という目標を立て実行した。いずれも町から補助金を得て目標を達成することができた。くわえて自前で手間賃を捻出すべく、この年からイベントで「ふれあい御膳」を提供するとともに、「とち餅・赤かぶ漬け・炭」の物産販売を開始した。

平成28 (2016) 年3月1日現在, 2つの楽級に楽級委員長1名と副楽級委員長2名, 庶務会計1名いるほか, それぞれの楽級に会員が16名と11名と, 会員数は28名に減少している。「楽校」の校長や教頭は総代経験者であり, 集落(自治会)のリーダーと同一人物である。その点で,「楽校」の活動が集落の一部の機能を合わせもっていると考えられる。

「楽校」の主要な活動は主に2つある。ひとつは山開きイベント, もうひとつ

はそば祭りである。昭和60 (1980) 年から毎年5月5日に山開きをおこなってきた。「楽校」を設立した平成11 (1999) 年から「楽校」が中心となって山開きイベントの「小俣宿でいっぷく」を開催、「ミニ小俣屋出店」を出した。同年に、「小俣でいっぷく」の参加者が休憩できる施設をつくった。以後、毎年イベントを開催しており、2009年から12年のあいだの山開きの参加者は年平均約600人いた。2014年に「日本国」に登った人は366人、登らない人が385人、合計751人が参加している。2017年の山開きには880人参加しているので、参加者が増えていることが知られる。

もうひとつの「小俣宿でそば作り」は、平成15 (2003) 年から始めた。7-8月の種播き・8-9月のそば打ち・10-11月の収穫・11月の食事会「小俣宿のそばまつり」と年4回実施している。食事会の「そばまつり」には毎年100名弱の人が来ている。通年で参加する人は人数を絞って新潟日報で募集する。平成28年度の登録者は12名である。11月下旬の食事会には150名くらい来る。2-3月に事業報告とそば打ち楽習会が開かれる。「楽校」は年間を通して活動していることが分かる。

小俣に住んでいる世帯の中で「楽校」に参加している割合は24戸、53.3%、「参加していない」が14戸、31.1%、「退会した」が6戸、13.3%、「その他」(地域おこし協力隊員)が1戸、2.2%であった。さらに、「楽校」に参加する理由を聞いたところ、「集落の活性化」が6戸、25.0%、次いで「住民の義務」が5戸、20.8%、「勧誘された」「人との交流」「付き合い」「協力」がそれぞれ3戸、12.5%、「その他」(「ボケないように」)が1戸、4.2%であった。人びとが集落をよくしようと考えていること、あるいは義務感や付き合い、あるいは協力の精神で「楽校」に参加していることが知られる。

他方、「楽校」に参加しない理由は、「歳をとった、体が不自由」が7戸、33.3%、「忙しい」「入りたくない」「居場所がない」がそれぞれ2戸、9.5%、「その他」が3戸、14.3%であった。「その他」の中身は、「途中からきたから」「参加していた人が亡くなったから」「自分たちには必要ないから」であった。「楽校」に参加していない理由は、「年をとった、体が不自由」をはじめ「忙しい」「入りたくない」「居場所がない」「途中からきた」「必要ない」という多様な理

由であることが分かる。

住民自身がこれまでの「楽校」の活動の中でよかったものとして、「そばづくり」が一番よいと思っている人が多かった。調査結果は、「そばづくり」が11戸、42.3%、次いで「すべての活動」・「集落内外の人と交流」が4戸、15.4%、「日本国の山開き」が3戸、11.5%、「その他」が4戸、15.4%であった。こうした結果は「楽校」の活動が評価されていることを示しており、ひいては目標に掲げている「誇り」を集落に対してもたらしていることをうかがわせる。「楽校」の活動が「誇りの空洞化」(小田切、2009:7)を防いでいると言ってもよいだろう。

また、住民が「楽校」に対して期待している活動は、「活動全体の活発化」が 5 戸、14.7%、次いで「まちなみの整備」・「後継者育成」が4戸、11.8%、「現 状維持でよい」が 3 戸、8.8%、「交流」・「山登り」が 2 戸、5.9%、「わからない」が 8 戸、23.5%、「その他」が 6 戸、17.6%であった。これらの結果から、集落の活性化が期待されていると言える。

「楽校」の校長は、やれることしかできないし、無理なことはしない、無理したら続かないと考えている。平成28年3月現在、「楽校」の会員数は28名、発足当時の65%までに会員が減っている。さらに会員も高齢になり、現状を維持するのがますます困難な状況にある。そのため、「楽校」は高齢者の介護といった地域福祉に手を出さず、交流だけに限定し現状維持の活動をしてきたのである。

7. 考察

最後に、集落の機能分化の視点から各種組織に考察を加えることにする。対象とする時期は、昭和40年代以降現在に至るまでの変化に限定する。

行政上は自治会と呼ばれているが、小俣の人びとは自治会および部落と言わず集落と呼んでいる。「小俣自治会規約」によると、「自治会」の機能は「共有財産の保全及び管理」「生活環境の維持及び改善」「住民の健康増進」「文化の伝承」に分類できる。自治会の主たる活動が、集落の財産管理のほか生活環境整

備や住民の健康福祉の推進、文化の伝承であることが分かる。規約の内容から、小俣では自治会が集落と同義であることが分かる。

小俣は、高度経済成長期を通じて挙家離村がすすみ人口と世帯数がいちじる しく減少した。集落の財政的基盤は、空き家からも区費を徴収し、沢水の管理 や道路清掃などの村仕事に対して出不足金を徴収して賄ってきた(2016年から 出不足金を廃止し、労力提供者に手当が支出されるように変更された)。他方、 支出は神社や寺院の維持、公民館や老人クラブ、「愛する会」等々の集落内団体 の活動に対してなされている。

神社、寺院の維持に対する集落の支出は「共有財産の保全及び管理」にあたる。具体的には、神社の固定資産税と負担金を支出しているほか、寺院にある位牌堂人夫賃金、そして本堂の雪囲い取付賃金等にも支出している。これらはひいては「文化の伝承」にも関係している。神社と寺院の維持は、小俣では集落機能が維持されていると言える。一統礼が継続されている背景には、正月の位牌祭祀を欠かすことができないものと受け止められているからである。そのことは、位牌堂や本堂の維持を集落の資金で賄っていることに端的に表れている。

道普請は旧村以来現在まで、ゴミ拾いという形に変わっているが継続されている集落機能である。集水枡清掃は、沢水と井戸水を利用していたとき実施されていたが、昭和50年に上水道が完成して以降なくなり、沢の水の清掃へと形が変わって継続されてきた。道普請や沢の清掃は集落機能が現在も継続されていると言える。

小俣生産森林組合は小俣の集落機能の一部を分離し、現在もそのままおこなわれている。江戸時代であれば、旧村が担ってきた森林管理は、明治以降いくたの経緯を経て昭和45年に小俣生産森林組合を設立し、森林管理を任せている。これは自治会規約の中で「共有財産の保全及び管理」の側面にあたる。森林組合は集落から分離し、集落機能の一部を代替している。

公民館はかつて地域づくりの機能を果たしてきた点で集落機能の一部を担っていたが、盆踊りや運動会がなくなり機能を縮小して存続している。子どもや 青年が減少し、実施できなくなったのであろう。しかし、公民館は敬老会の主 催を続けている。高齢者は多くいることに加えて、市から補助金が出ることが 継続されている理由にある。

行事の中では、公民館役員が集落の役員と一緒に大晦日の才の神を現在でもおこなっている。これは「文化の伝承」にあたる。才の神行事が継続されている背景には、古くなった神札を燃やす必要があることが指摘できる。そのため、集落の仕事という位置づけがなされ継続されているのであろう。このことから、集落機能の一部を担っていた公民館機能が縮小したとはいえ、縮小しながらも継続されている。農家組合が受け取る報奨金は集落の収入に組み込まれている。くわえて、農家組合の仕事はの文書配布だけになったとはいえ継続されていることから集落機能の一部の機能を維持している。

小俣集落には青年団や婦人会、子ども会があった。青年団は大正4 (1915) 年に内務省と文部省が青年団の訓令を出した後、当時の中俣村・黒川俣など5 か村で村ごとに青年会を改称して青年団を結成した(山北町、1987:829)。小俣の青年は中俣村に属しているので中俣青年団に属し、戦後も旧村単位で青年団は続けられたが、中俣青年団は若者の減少、担い手不足等により、昭和40年代に小俣などの青年が抜け中継集落だけの中継あすなろ会になった。小俣の青年が担っていたサイトサマや小正月行事のヨゴモリも昭和40年代になくなった。小俣の消防団はかつて青年団と同じ構成員から成っていたが、年齢制限を外して何歳でもいいことに変わったが、2016年現在構成員5名にまで減少し存続している。消防団の活動は「共有財産の保全及び管理」「生活環境の維持及び改善」の機能を果たしている。婦人会は入る人がいなくなり廃止された。その後「楽校」がつくられたため、そこで女性どうしが付き合う機会が増え、「楽校」がかつての婦人会の親睦機能を代替している。また、子ども会は児童数の減少にともない解散している。

他方、老人クラブと公民館が主催する敬老会は維持されている⁽⁶⁾。老人クラブは65歳以上で会員相互の親睦や神社や多目的グランドの清掃等をし、敬老会は75歳以上で会員の親睦と健康管理をおこなっている。これらの活動にはいずれも集落から補助金が出ている。これらの活動は自治会規約の中にある「住民の健康増進」や「生活環境の維持及び改善」にあたる。これらが果たす集落の

一部の機能は継続されている。

集落機能としては「その他」の新規な機能が発生している。昭和56年に「愛する会」を有志で設立し「日本国」山の登山道の整備と管理をおこなってきた。これは、集落の新たな機能であり、「共有財産の保全及び管理」と「生活環境の維持及び改善」にあたる。「愛する会」は市のみならず集落からも補助金を受け登山道を整備する活動をしている点で、集落の自治活動の一部を担っていると言える。

平成11 (1999) 年に住民有志で「楽校」をつくり、山開きにおける登山者の世話にくわえて、そば播きからそばの食事会まで一連のサービスを提供する活動をしてきた。「楽校」の設立の際、反対者がいたため集落で取り組むことができなかった。その理由は、こうした事態が発生したことは、新しい組織がそれまで集落には持ち合わせていない新しい機能であるため、全員の理解を得にくいという事情があったからである。とはいうものの、当時既に小俣では、集落/村落が個々の世帯の利害を調整する機能を喪失していたことを物語っている。また、外部者との交流を通して、集落を活性化し住民に明るさをもたらしている。この側面は「誇りの空洞化」を防いでいる。その点で、これまでの集落にはない機能を果たしていると言える。

かつては集落の代表者である総代が対外的交渉を担当してきたが、集落の住 民全員を巻き込んで外部との交流をおこなう「楽校」のような活動の仕方はこ れまでの小俣集落にはない。こうした活動は、自治会規約の中における「その 他」にあたる集落の新規な機能である。

これまで集落機能の分化状況を昭和40年代以降こんにちに至るまでの変化に限定して考察してきた。それを集落機能の変化を機能別に整理し直したものが表4である。

機能	変化の有無	担当組織/内容			
神社・寺院建物の維持	継続	集落			
道路清掃	継続	集落			
沢の清掃	継続	集落			
森林管理	継続	小俣生産森林組合			
JA文書配布	継続	農家組合			
神社の清掃	継続	老人クラブ			
高齢者の親睦	継続	老人クラブ			
高齢者の親睦・健康管理	継続	公民館主催の敬老会			
消防	継続	消防団の人数が減少、縮小			
女性の交流・親睦	変化	婦人会から小俣ふるさと楽校へ移行			
子どもの親睦	変化	集落単独の子ども会解消			
運動会・盆踊り	変化	消滅			
青年の交流	変化	実質的に消防団と同一			
民俗行事	変化	才の神, 一統礼のみ継続, 縮小			
多目的グランド清掃	新規	老人クラブ			
登山道整備	新規	日本国を愛する会			
対外交流	新規	小俣ふるさと楽校			

表 4 集落機能別変化:昭和40年代から平成28年にかけて

最後に、集落内組織を集落との関係で歴史的に簡単に整理しておこう。江戸時代の旧村は明治以降消滅し、政府が住民を把握するために全戸が加入する「部落」をつくらせた。「部落」は農業や林業などの仕事と関係なく、住居がある人全員を世帯ごとに把握するために日本全国の農村に敷かれた官製組織である。そのため明治以降、一般的には農業や林業関係に従事する人は「部落」とは別に農家組合や森林組合等をつくっている。しかし、それらの農林業の組織が「部落」から実質的に切り離されていないところは少なくない。旧山北町では平成元年から2年にかけて「部落」に代わって「集落」という呼称を行政上用いることに変更した。

小俣ではこれらの農林業の組織は集落から形式的には分離したとはいえ、経済面では集落から切り離されていない。なぜなら、それらの補償金が集落の収入に組み込まれているからである。集落の収支の仕組みをみると、集落は各種組織に補助金を提供し集落全体のことに目配りをして資金を再配分していることが分かる。こうした予算の分配は集落が自治の側面を有している具体的な証左である。別言すれば、集落が予算措置をおこなうことで自治機能を保持して

いたといえる。

「楽校」は平成11年に設立されたが、集落で「楽校」を作り運営することが集落総会で合意されなかった。そのため、集落から補助金を受けてない独立採算制で有志によって運営されている。これは、以前にはない方式である。このことは、村落の自治機能が低下したことを示しているとともに、「楽校」のように独立採算制の組織が出現したことは、小俣がもはやかつてのように村落自治が集落生活の全体を包摂できなくなったことを物語っている。

注

- (1) 村落研究では、社会学は部落会・町内会・自治会の変容が歴史的に機能分化の 視点からとらえている(佐藤康, 2017)。経済史でも中村吉治らは、歴史的に共同 組織の機能分化の視点から村落変容をとらえている(中村編, 1956)。しかし近年 は、社会学でも機能分化の視点から村落をとらえる視点はみられなくなってい る。著者は、村落に代わって集落という用語を用いること、また自治会の近代化 を集落機能の分化過程の視点から考察することが有効であると考えている。
- (2) 山北地区の開発は旧山北町によるのみならず、山北商工会事務局長をしていた 國井千寿子氏が地域と行政、産業団体を集めて地域づくりを作成し地域づくりを 進めてきた実績は無視することはできない。彼女は商工会を退職後、平成12年に 「さんぽく生業の里」企業組合をつくり、地域固有の資源「しな織り」を育てる 事業である「しな布」の製造販売に努めている(さんぽく生業の里企業組合、n.d.)。
- (3) 本稿で使用している質問紙調査票によるデータは、すべて新潟大学人文学部の 平成28年度の社会調査実習として平成28年8月22日から24日まで実施したデータ に基づいている(佐藤康編, 2017)。調査対象者は当時の総代と相談し、国勢調査 の66戸のうち施設の入居者や不在者、難聴で調査不可能な人を除いて55戸とし た。さらに調査不可能であった10戸を除いた45戸が調査戸数であった。なお単位 を戸にしているのは、世帯単位で調査しているからである。質問紙調査以外の調 査は、筆者が個人的に収集したデータに基づいている。
- (4) 旧山北町は昭和52年に山北町出稼ぎ者協議会を結成し、出稼者援護対策支援事業を実施してきた(山北町公民館,1992:59)。協議会への加入者は120名程度にとどまり、昭和50年代、出稼者数の減少のほか、出稼者の高齢化と若者の減少傾

向が見られた。

- (5) とりわけ戦後の村規約の研究は社会学の領域ではあまりおこなわれておらず、今後の研究が待たれる状況にある(佐藤利. 1987)。
- (6) 昭和38年に法制化された老人福祉法に「老人の日」が初めて定められた。昭和41年に「老人の日」は「敬老の日」に改名され祝日になり、運動名称は「敬老の日・老人福祉週間」に改名されている。その後、平成15年から「敬老の日」が9月の第3月曜日と定められている。昭和37年4月5日に全国老人クラブ連合会が結成され、昭和38年の老人福祉法でも老人クラブの名前が出されている(同法20条7の2)。旧山北町では昭和41年に大毎集落に結成されたのが最初である。ほかの集落も昭和40年代に相次いで老人クラブを結成し、昭和61年には旧山北町で34クラブにまで増えている(山北町、1987:845)。

付記

調査にあたって小俣の佐藤庄平様と奥様の佐藤ミイ子様からいただきました多大なご協力に対して深甚より感謝の意を表します。また、2016年度の新潟大学人文学部社会調査実習の実施にあたりご協力を賜りました村上市山北支所地域振興課大滝寿様、斎藤知恵様にもお礼を申し上げます。最後に、社会調査協会より2016年度の社会調査実習助成金を賜りましたことに感謝申し上げます。

参考文献

秋津元輝編, 2009, 『年報 村落社会研究45 集落再生 - 農山村・離島の実情と対策』, 農文協。

千葉悦子,2006,「農村における集落・自治公民館活動と地域づくり」『年報 村落 社会研究42 地域における教育と農』農文協,65-100頁。

保母武彦、2002、『市町村合併と地域のゆくえ』、岩波ブックレット。

保母武彦, 2007,『「平成の大合併」後の地域をどう立て直すか』, 岩波ブックレット。 石田光規, 2011, 『孤立の社会学』, 勁草書房。

丸山真央・石田光規編,2015,『「限界」化する山村の現状と対策に関する社会学・ 社会福祉学的研究 – 静岡県旧佐久間町を事例にして – 』科研費報告書。

村上市, 男女別人口,世帯数推移(地区別)

(http://www.city.murakami.lg.jp/site/tokeimurakami/tokei-kokucho-suii.html

アクセス2016年12月24日)

村上市自治振興課, 2017. 「むらかみ元気マガジン」. Vol.15。

中村吉治編,1956,『村落構造の史的分析 - 岩手県煙山村』日本評論新社。

日本国を愛する会、2015.「平成26年度 事業経過報告」、「平成26年度 決算書」。

小田切徳美,2009,『農山村再生-「限界集落」問題を超えて』,岩波ブックレット。

小田切徳美. 2014. 『農山村は消滅しない』. 岩波新書。

小俣ふるさと楽校, n.d.,「小俣ふるさと楽校名簿」,「小俣ふるさと楽校の歩み,校則,活動状況」。

小俣生産森林組合,2017,「平成27年度 小俣生産森林組合通常総会,平成28年度 事業計画書 |。

小俣集落, 2016. 「平成28年度 小俣集落定期総会」。

大野晃, 2005. 『山村環境社会学序説』、農文協。

作野広和,2006,「中山間地域における地域問題と集落の対応」,『経済地理学年報』 52,264-282頁。

さんぽく生業の里企業組合, n.d., 「来て見て食べて体験, 山熊田の生業が生み出す 『商品』」(www.meti.go.jp/policy/local_economy/sbcb/data55sen/p020_021.pdf アクセス2016年12月24日)

山北町, 1987, 『山北町史 通史編』。

山北町. 1989, 『山北町観光開発基本計画』。

山北町、1997、『魅力ある集落づくり事業記録集 光』。

山北町, 2005, 「山北町 山北町合併50周年·町政施行40周年記念誌」。

山北町公民館報「さんぽく」編集委員会(編), 1992, 『公民館報「さんぽく」縮刷版(201-300号)』。

山北町公民館報「さんぽく」編集委員会(編), 1998a, 『公民館報「さんぽく」縮刷版 (上巻)』。

山北町公民館報「さんぽく」編集委員会(編), 1998b, 『公民館報「さんぽく」縮刷版 (下巻)』。

山北地区まちづくり協議会、2017、「さんぽくまちづくり通信」、第20号。

佐藤庄平, 1994, 「魅力ある集落づくり - 山北町観光開発基本計画実践の現場から- | 『デザイン学研究特集号』 2-1, 40-43頁。

佐藤利明,1987,「『村規約』と村落自治-福島県北会津村本田の事例-」,『社会学年報』16号,45-68頁。

佐藤康行・内田健 2003. 「山村における地域生活と家の変容 - 新潟県安塚町の事

- 例」、『人文科学研究』111輯、新潟大学人文学部、1-36頁。
- 佐藤康行・内田健, 2004, 「村における『家』の変容と『近親ネットワーク』」佐藤 康行ほか編, 『変貌する東アジアの家族』, 早稲田大学出版部, 145-174頁。
- 佐藤康行, 2011,「縮小する地方社会における地域再生 持続可能な生計アプローチ から見た佐渡 – 」『社会学年報』40, 7-17頁。
- 佐藤康行編, 2013, 『年報 村落社会研究49 検証・平成の大合併と農山村』, 農文協。
- 佐藤康行編,2017, 『現代の山村における生活と地域づくり』,新潟大学人文学部社会学研究室。
- 佐藤康行,2017,「都市化による地域住民組織の変容 部落会・町内会・自治会の学 説検討」、『人文科学研究』141輯,新潟大学人文学部,45-74頁。
- 高野和良,2011,「過疎高齢社会における地域集団の現状と課題」,『福祉社会学研究』8,12-24頁。
- 玉里恵美子, 2009a, 『高齢社会と農村構造 平野部と山間部における集落構造の比較 』. 昭和堂。
- 玉里恵美子,2009b,『集落限界化を越えて-集落再生へ高知から発信-』,ふくろう 出版。
- 徳野貞雄・柏尾珠紀,2014,『T型集落点検とライフヒストリーでみえる家族・集落・女性の底力 限界集落論を超えて 』。農文協。
- 辻中豊・ロバート・ペッカネン・山本英弘, 2009, 『現代日本の自治会・町内会』木 鐸社。
- 筑波大学さんぽく研究会編, 1985, 『山北町の民俗 1年中行事』, 山北町教育委員会。
- 山本努,1998,「過疎農山村研究の新しい課題と生活構造分析」,山本努・徳野貞雄・加来和典・高野和良著、『現代農山村の社会分析』,学文社,2-28頁。
- 山下祐介,2012,『限界集落の真実-過疎の村は消えるのか?-』筑摩書房。
- 米山俊直、1969、『過疎社会』、NHKブックス。